

平成18年度第3回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成19年3月19日(月)午後1時30分～午後3時30分
場 所	秦野市役所 議会第1会議室
出席委員 (会長、 副会長)	福森 登、諸星 光、木村眞澄、横溝泰世、 杉本洋文、 関口俊郎、原 利一、松下雅雄、武井孝市、高橋捷治、 石原良美、奥山 悟(永井弘一の代理出席)、木村 博、 加藤 剛、小泉幸雄、西山利春 16名
事務局等 出席者	都市経済部長 一寸木英夫 都市経済部都市計画課長 浜野則彦 都市経済部都市計画課主査 宇佐美高明 都市経済部都市計画課主任技師 守屋 仁 下水道部下水道河川整備課長 山口一男 下水道部下水道河川整備課計画班技幹 露木義明 都市経済部公園みどり課長 田代輝夫 都市経済部公園みどり課主査 谷 芳生 都市経済部公園みどり課主査 蛇走健治
議 事	1 議案第3号 秦野都市計画下水道秦野公共下水道第1号公 共下水道の変更について(諮問事項) 2 報告第2号 秦野市都市マスタープラン改訂案について (報告事項) 3 報告第3号 秦野市緑の基本計画案について(報告事項)

会議内容

【開会】

【助役あいさつ】

【委員紹介、事務局職員紹介】

【仮議長選出】

【正副会長選任】

会長 杉本洋文 氏、副会長 関口俊郎 氏を選出

【諮問】

【議事】

- 1 議案第3号 秦野都市計画下水道秦野公共下水道第1号公共下水道の変更について（諮問事項）
- 2 報告第2号 秦野市都市マスタープラン改訂案について（報告事項）
- 3 報告第3号 秦野市緑の基本計画案について（報告事項）
- 4 その他

【議事要旨】

会 長	それでは、諮問を受けたいと思います。助役から諮問について、朗読がありますのでよろしくをお願いします。
助 役	諮問書朗読
会 長	皆さんには、諮問書の写しが配布されたと思います。 それでは、議事に入りますが、審議会の運営要綱と公開に関する取扱要領に基づきまして、代理人についての定めがある秦野警察署長については、代理を認めます。本日は、秦野警察署交通課長の奥山悟様が出席されています。 本日の傍聴についてですが、事務局、傍聴人はおりますか。
事 務 局	本日傍聴が1名おります。
会 長	それでは、ただいまから傍聴人が入場いたしますので、しばらくお待ちください。 議事に入ります前に、傍聴人の方に傍聴いただく上での注

意を申し上げます。事務局からお配りしました入場券に注意点が記載されていますのでよくお読みいただき、お守り願います。なお、これに反する行為があった場合は、退席していただくことがありますので御承知おきください。

それでは、議事に移ります。まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。名簿順でということでしたので、福森委員と原委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。

本日の議題（１）議案第３号の「秦野都市計画下水道秦野第１号公共下水道の変更について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

都市計画課長

それでは、秦野第１号公共下水道の変更案について御説明させていただきます。

本日御出席いただいている委員の皆様は、改選後初めての審議会となりますので、本市の都市計画下水道について簡単に御説明をさせていただきます。

下水道につきましては、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等都市活動を支える上で必要不可欠な施設でありますので、都市計画に定めた上で計画的に整備を進めています。

本市の下水道は大きく分けると単独公共下水道と流域関連公共下水道の２つの下水道を位置付けています。市街化区域のほとんどをカバーしている単独公共の秦野第１号公共下水道と、市域西部の一部にある酒匂川流域関連の秦野第２号公共下水道があります。

秦野第２号公共下水道については、神奈川県が事業主体の酒匂川流域下水道の関連公共下水道として位置付けられており、排水区域面積は約５０ヘクタールであり、神奈川県で建設・維持管理している左岸幹線に流入し、小田原市の西酒匂一丁目、国道１号線の酒匂橋左岸付近にございます「左岸処理場」で処理されています。

続きまして、本日、議案として提出させていただきました単独公共下水道の秦野第１号公共下水道について御説明させ

ていただきます。

秦野第1号公共下水道は地形上、1か所の処理場で下水処理を行うよりも建設費及び維持管理費の双方において負担が軽減する事などを理由に、平成9年11月に市内上大槻の処理場で処理を行う中央処理区と、伊勢原市の終末処理場で処理を行う大根・鶴巻処理区の二つの処理区とする変更を行いました。現在では約2,387ヘクタールの排水区域を抱えています。これは、市街化区域面積の約98パーセントになります。

中央処理区の施設としましては、汚水を集め処理場に流入する「秦野主要幹線」と、流入した汚水を処理する「秦野市浄水管理センター」、処理された下水を河川へ放流させるための「秦野市浄水管理センター放流渠」があります。

主要幹線は秦野駅の北西側に位置する市立本町小学校付近から水無川沿いを下り、河原町交差点を經由して上大槻にある浄水管理センターに流入しています。

浄水管理センターで処理された処理水は、処理場敷地南東部に位置付けられている、放流渠より金目川へ放流される事となります。

次に大根・鶴巻処理区ですが、処理区内の汚水は地域の北東部に位置する、鶴巻中継ポンプ場から鶴巻神戸幹線によりポンプ圧送で伊勢原終末処理場へ流入しています。

小田急小田原線鶴巻温泉駅の南東側に位置し、耕地整理された水田地帯中央部を通り、善波川を下越して伊勢原市に入り、伊勢原終末処理場へ流入しています。

雨水処理施設等につきましては、市内に数多く河川が流れていることから、都市計画で定める規模の主要な幹線管渠はございませんが、鶴巻東部地域の地勢がほぼ平らなため、降雨時に河川の水位が上昇すると地域の雨水排水が自然流下では流れないことから大根川ポンプ場とその放流渠を都市計画で位置付けております。

地域状況及び浸水被害の状況等、ポンプ施設の必要性等についてはこの後、下水道河川整備課長から御説明いたします。

次に、秦野第1号公共下水道の変更の本題になりますが、御審議いただく大根川ポンプ場放流渠については、これまで施設用地の南側ほぼ中央部に位置付けておりましたが、ポンプ場建設に当たり、建設費のコスト面だけではなく、共用後も永続的に掛かる維持管理費等も考慮に入れ、効率的に雨水排除できる構造とするために、より詳細な検討を行った結果、放流渠の位置を西側に37メートル変更する計画案を作成しました。

計画書につきましては、神奈川県により作成要領が定められています。要領によれば、計画書は都市計画協会発行の「新都市計画の手続き」を参考に作成することとなっており、変更時の例示を見ると、既定の下水道の一部を変更する場合には計画書中当該変更に係る部分だけを表示すれば良いとなっております。

そこで、現在の計画書から今回変更案件である大根川ポンプ場放流渠のみを抜き出す形で変更案の計画書を作成しております。

以上で、都市計画変更案などの説明を終わりにさせていただきますが、本件の手続きについてこれまで行ってきた経緯と今後のスケジュールについて簡単に申し上げます。

昨年末より、神奈川県へ事前相談を行い、本年1月末に一定の合意が得られましたので、2月上旬に原案協議を行い、変更原案に対して異存ない旨の回答が得られましたので、2月20日に都市計画説明会を行いました。

この都市計画説明会では、都市計画変更案に対する意見よりも、ポンプ施設の共用による浸水被害の解消等についての質問が寄せられました。

また、3月2日から16日までの15日間、変更案の法定縦覧を行いました。意見等はございませんでした。

本日、本審議会でご審議いただき、原案のとおりとしてよい旨の答申が得られれば、直ちに神奈川県に同意を求め、ため法定協議を行い、4月下旬には同意を得て計画変更の告示を行いたいと考えております。

下水道河川整備課長

都市計画変更の手続きが終了した後は、1日も早く浸水被害の解消を図るべく、事業着手への手続きに入りたいと考えています。

また、下水道河川整備課では、下水道法に基づく事業認可の申請を行い、認可がされれば、即、都市計画法に基づく事業認可申請を行い、6月下旬には事務手続きを終わらせ事業着手へと進めてまいりたいと考えております。

以上で、都市計画下水道の概要と変更案についての説明を終わります。

下水道河川整備課長の山口です。よろしくお願いいたします。

私の方からは、大根川ポンプ場の整備計画の概要を説明させていただきます。

大根川ポンプ場の建設を計画しております鶴巻地区は、平成3年9月19日に、台風8号による大規模な浸水被害が発生しました。浸水面積が、約56ヘクタール、床上浸水54戸、床下浸水84戸でした。

また、その時の時間最大雨量は、1時間当たり37.5ミリメートル、午前8時からの4時間雨量が124.5ミリメートルでした。

平成3年以降も、道路冠水はもとより、床上浸水も数回発生している状況です。

このような浸水被害を抜本的に解決するため、大根川ポンプ場の建設を実施することになりました。

道路冠水につきましては、ほぼ毎年のおきております。過去5年間の道路冠水の状況は、平成14年4回、平成15年3回、平成16年8回、平成17年4回、平成18年4回となっております。

大根川ポンプ場を計画するに当たり、どの区域の雨水が、どのくらい集まるかにより、ポンプ場の能力が決定されてきます。このポンプ場が計画されている区域は、大根第10排水区と申しまして、北は大椿台団地、ひかりの丘、西は鶴巻

中学校、東は善波川、南は大根川に挟まれた区域で、全体の集水面積は約200ヘクタールであり、その内、大根川へ直接放流できる区域面積が約9ヘクタールありますので、鶴巻舞台雨水幹線へ集水してから大根川へ排出する面積は約191ヘクタールになります。

この大根川ポンプ場は、この区域に降る雨の強度を、時間50ミリメートルとして、その雨量を大根川に排除できる能力を持った施設として計画しております。この雨は、1秒間にすると15立方メートルとなります。

現在、鶴巻地区浸水対策整備事業として、この大根第10排水区に降った雨を、大根川ポンプ場に導く、鶴巻舞台雨水幹線、通称・新川の整備を進めております。

平成16年度から整備を開始し、平成18年度末には、身洗戸橋から汚水の鶴巻中継ポンプ場までの約650メートルの整備が完了します。

また、平成19年度は、鶴巻中継ポンプ場から大根川ポンプ場の取水口までの約90メートルの整備を予定しています。

この図は大根川ポンプ場付近の横断図ですが、大雨が降りますと、大根川の水位が上がり、付近の地盤より水位の方が高くなります。この時に、大根川から鶴巻舞台雨水幹線に逆流してしまいますので、逆水樋門を閉じ、ポンプで大根川に強制排除する必要があります。そのポンプが、今回建設します大根川ポンプ場となります。

次に、大根川ポンプ場の整備計画の概要について説明させていただきます。

この図面は、平成15年度に大根川ポンプ場の放流渠を決定した時の基本設計の計画平面図です。

基本設計では、取水口、取水渠、スクリーン、沈砂池、ポンプ井、放流渠及び吐口を図面のように配置し、大根川への放流口を大根川ポンプ場用地の中心付近に設ける計画とし、放流渠の位置として平成16年2月17日に都市計画の決定をしました。

この後、平成17年度から実施設計を行い、施設計画を見

直した中で、ポンプ場に流れ込む雨水に大きな土砂の混入がないものと判断できたことから、沈砂池の設置が必要なくなりました。

この沈砂地をなくすことによって、コンパクトになってまいりました。それと同時に先ほどは、流入渠から放流渠までこの敷地内でエス字型を描きまして、入れた水が出ていくということになっておりましたが、入れた水がダイレクトにまっすぐに大根川に出て行くこととなります。非常により効率的に水が処理できることとなりました。なおかつ、まっすぐになったことにより距離が短くなりますので、経済的な効果も伴ってきます。この放流渠の位置を大根川ポンプ場の用地の西側、河川の上流側に37メートル移動する計画といたしまして今回変更させていただきました。

この見直しにより、ポンプ場の主要な施設としては、取水口、取水渠、スクリーン、ポンプ井、放流渠及び吐口となります。

なお、配置される排水ポンプの規模は、1秒当たり6.67立方メートルの大型ポンプ2台、1秒当たり0.86立方メートルの小型ポンプ2台の計4台で、効率的な運転ができるように、計画しております。

最後に、大根川ポンプ場の整備フローについて説明いたします。

平成15年に、都市計画の変更を行い、事業認可を取得しました。平成17年度に実施設計を行い、平成18年度に用地買収が完了しております。

今回、この放流渠の位置の変更に伴う事業認可を取得し、平成19年度から土木工事を開始する予定です。

その後、建築工事、機械設備工事、電気設備工事を実施し、大根川ポンプの供用開始を平成24年度に予定しております。

以上で整備計画の概要の説明を終わりにさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

説明は終わりました。審議に入りたいと思います。何か御

意見、御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

西山委員

以前、このひかりの街の土地の管理をしていたことがございましたが、地下水が確か非常に深いところに通っていたと思いますが、堤防をつくって高低差を設けても、地下水が邪魔をすることはないのでしょうか。

下水道河川整備課長

鶴巻地区に地下水があり、その水位と今回造る施設との関係についてですが、施設を造る箇所及びその周辺につきましてかなり深い所までボーリングを行っております。そのデータによりますと、地下32から33メートルのところに被圧地下水があることを確認しております。地下水が圧力を持っていることになりまますので、上から地下水を抜いてしましますと吹き上がってきまして、考察ですと地面から1.5メートルくらいのところまで吹き上がってくることになりまます。この雨水のポンプ場に先行して、平成13年度に汚水のポンプ場を造っています。この時の被圧地下水対策として、地下32から33メートルのところまで地盤改良を行った上で構造物を造りました。今回の雨水のポンプ場につきましては、施設の規模等が違いますので、同じような工法が経済的かどうか検討いたしました。今回は、地下の部分につきまして、連続の地中壁をポンプ場のまわりに造りまして、その中身を地盤改良することとしております。地盤改良によりまして地下水が噴出してくるのを押さえつけながらくいを打つ方法を採用しようと考えております。設計につきましては、地下水があつて被圧をもっていることは承知しておりますので、御安心いただきたいと思ひます。

会長

他にございませつか。

(意見等なしの声あがる)

会 長 それでは、原案のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 それでは原案のとおり答申することに決定いたしました。答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 ここでの答申書の作成を省略させていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

会 長 次の議題(2)報告第2号の「秦野市都市マスタープラン改訂案について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

都市計画課長 秦野市都市マスタープラン改訂案につきまして、御説明をさせていただきます。A4版の「秦野市都市マスタープラン改訂案について」と表題がつけております概要を記載したものとA4版の「秦野市都市マスタープラン改訂案」、A3版の「新旧対照表」を配布させていただいております。

都市マスタープランは、平成12年1月に策定しており、今回初めての改訂ということになります。A4版の概要とA3版新旧対象表を中心に説明をさせていただきます。

新旧対象表の2ページ目をお開きください。一番左側が章構成、真ん中は現計画、その右側が改訂案、一番右側がフォ

ローアップ方針ということで改訂の骨子、考え方が示されており、現計画、改訂案に下線が引かれているところが、改訂しているところになります。

平成4年の都市計画法の改正により第18条の2が新設され、市町村が「都市計画に関する基本的な方針」を定めることになりました。この基本的な方針が「都市マスタープラン」です。

本市では、平成12年1月に秦野市都市マスタープランを策定し、都市づくりの目標である「丹沢の山々に生まれ ゆとりと活力のあるまち」の実現に向け、市民と行政による、「協働のまちづくり」を進めてきました。

都市マスタープランは、大きく4つの柱から構成されています。一つ目が、「本市の将来都市像」、2つ目が「分野別の都市づくりの方針」、3つ目が「地区別まちづくりの方針」、最後が「まちづくりの実現に向けて」になります。目標年次は平成22年(2010年)で、総合計画の目標年次と一緒になっています。今回は、関連する諸計画の見直し、社会経済情勢の変化や地域の実態等を踏まえ、必要な場合には見直すという記載が都市マスタープランにありますので、策定後6年が経過し、都市像に大きな変更はないものの、都市計画に関わる社会環境の変化、まちづくり三法等の改正を踏まえ、時点修正的な改訂を行うものです。

この改訂の前提といたしましては、総合計画第三期基本計画との整合性を図るとともに、庁内的には、昨年12月、今年2月、3月に改訂案の意見照会をいたしまして、庁内的にもオーソライズがされております。

次に、1ページの2でございますが、秦野市都市マスタープランの見直しの視点と見直し箇所です。

まず、見直しの視点を整理しております。大きく4つの柱で整理いたしました。1つ目が「(1)社会環境の変化への対応」です。2つ目が「(2)国・県における都市政策の新たな方向性」、3つ目が「(3)市の施策の進展・関連計画との整合」、4つ目の視点が「(4)その他」の改訂箇所でございます。

1つ目の視点、「(1)の社会環境の変化への対応」ですが、社会全体の趨勢として、人口の減少や地球環境保護の必要性の認識が高まりつつあり、都市計画においてもその影響を受け止める必要があります。このため、総合計画第三期基本計画の策定との整合を図りつつ、以下の各項目の見直しを行いました。

まず、将来目標人口です。新旧対照表の10ページに将来目標人口がございませぬ。秦野市総合計画基本構想の平成22年の推計人口は192,000人でしたが、総合計画でもう一度人口の見直しをし、平成22年までは172,000人と2万人の下方修正をさせていただきますので、総合計画の目標年次の人口と整合を図ったということで見直しをしております。

次に、人口動向の実態説明ということで、6ページをお開けください。人口の伸びが停滞傾向にあることをデータにより説明しております。

平成12年の国勢調査人口が168,142人、平成17年の国勢調査人口が168,317人と横ばいであることがわかるとおもいます。

次に地球環境の保全の必要性ということで、7ページをお開けください。地球温暖化防止のため二酸化炭素の排出削減を目指した都市づくりを加えています。背景といたしましては、国における都市・住宅における地球環境対策の位置付けと、市においてTDMという交通量を総量的に抑制し、二酸化炭素の排出量を削減し都市の環境を良くするという取り組みをしておりますので、その辺の考え方を新たに加えています。

また、秦野市の概況の沿革について、「環境面では」というところがございませぬ。策定した当時は環境基本計画がまだ出来ておりませぬだったので、環境基本計画の策定と環境対策について記述しております。背景としましては、平成12年に秦野市環境基本条例が制定されておりますので、その基本理念である循環型社会の形成を位置付けております。

2つ目の見直しの視点、「(2)国・県における都市政策の新たな方向性」ですが、これらの方向性を踏まえ、改訂する

ものです。平成18年のまちづくり三法の改正は今後の人口減少・高齢化、都市管理費用の効率化、さらには環境負荷の少ない都市形成を目指したものであり、その趣旨を反映するとともに、その他神奈川県による関連計画の改訂等を踏まえて見直しを行いました。まちづくり三法につきましては、都市計画法と大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法が改正になりまして、コンパクトなまちづくりというものがメインになっておりますので、今回この改正を踏まえまして、都市づくりの課題に新たに視点を加えました。効率的で、利便性の高いまちづくりに向けた課題ということで、まちづくり三法の考え方、人口減少・高齢化に対応する都市構造、環境負荷の少ない都市構造が求められているということで、本市におきましても、将来都市像は集約型都市構造の実現が課題になるということで加えております。

次に、9ページの集約型都市構造の形成という方向性の中では、「あらゆる人にとって安全で快適な」ということで、従前は「安全で快適な」と入っておりました、それに、高齢化社会に対応いたしました「便利な」という言葉を加えまして、強調いたしました。

それから、中心市街地の機能強化ということで、11ページ、中心市街地の生活拠点としての機能強化・複合化を目指し、より広い範囲で機能強化を目指しています。特に秦野駅周辺には、商業、業務、住宅などの機能を持った都市拠点としての強化を図っております。将来都市構造図でも秦野駅の円を少し大きくしております。

「まちづくりの実現に向けて」ということで、44ページを御覧ください。「さらには都市計画法改正等により制度化された諸制度を総合的に」ということで、都市計画について、市民自らが提案できる制度、都市計画提案制度もあります。それから、調整区域の開発許可制度の変更ですとか、まちづくり三法、景観緑三法の改正を踏まえて、諸制度を総合的に判断して計画的に進めていくと修正しております。

7ページを御覧ください。かながわ都市マスタープランの

改定ということで、県は、かながわ都市マスタープランの改定作業を進めています。県知事選後には改定されるのではないかとと思いますが、広域拠点としての位置付けが秦野市の場合には秦野駅周辺にされております。秦野駅につきまして、県の広域拠点として引き続き位置付けがされたということから、これに伴う修正を加えまして多様で高度な都市機能の集積ということで、その辺の文言を加えております。

15ページを御覧ください。長期未整備道路の見直し方針ということで、幹線道路として都市計画決定しても長期で未着手の道路があるということで、都市計画制限をかけている中で、しっかりと見直しをしたらどうかということで、神奈川県からも都市計画道路の見直しのガイドラインも示されており、今後、昭和30年代、40年代に都市計画決定された都市計画道路につきまして、必要性について見直しをしていくということで、その辺の文言を加えております。

13ページをお開きください。市街化区域の見直しで、分野別の都市づくりの方針ということで、土地利用方針と土地利用方針図が示されております。薄茶色のところが、土地利用検討ゾーンとなっております。本市の場合、薄茶色の4つのうち、3つが市街化区域内に収まりきれない人口を市街化調整区域に人口を保留して人口の受け皿として、将来面整備と合わせて、一体的に市街化区域に編入しますという区域で、これはそのまま継続し、一番東側の弘法山の方に従前弘法山園芸ランド構想というものがございましたが、これにつきましては、総合計画の中で位置付けがなくなったということで、今回廃止していこうということでございます。

次に3つ目の「市の施策の進展・関連計画との整合」という内容でございます。14ページをお開きください。農地及び自然等の土地利用というところがございます。(ア)の農地の土地利用の方針として、保全が原則でしたが、地域の活性化、地域振興を図るような土地利用については、従前神奈川県の線引きの見直しには入っていませんでしたが、第6回線引き見直しの中では、少し市街化調整区域の土地利用につい

ては、弾力的にしたいというような神奈川県知事の知事方針が出ておりますので、その考え方を盛り込んでおります。市街化調整区域の地区計画という言い方をしておりますが、市街化調整区域でも地区計画を定めれば、ある程度土地利用も可能になるということになります。しかし、まだ、ヒアリングの段階で、はっきりしておりませんが、市街化を促進しない範囲での土地利用が可能になるという可能性があるということで、その考え方を盛り込んでおります。

17ページですが、分野別都市づくりの方針の自然環境と公園・緑地等の方針です。今まで総合計画の中では保全という考え方しかありませんでしたが、今回新たに総合計画の中で再生という言葉を入れました。従前荒廃しているような緑地については、「蘇がえさせます」ということで、都市マスタープランにおいても総合計画の考え方とすり合わせをいたしまして、再生を加えております。

次に、15ページを御覧ください。交通体系形成の方針ということで、国で都市計画道路の機能分類を変更したということで、その変更を反映しています。都市計画運用指針の中では、従来、自動車専用道路から区画道路までとなっておりますでしたが、運用指針の変更に伴いまして、自動車専用道路、主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路、区画街路とそれぞれの道路の機能だとか性格付けが少し変わりましたのでそれに合わせて機能の分類だとか機能を変更しております。

それから、12、18ページを御覧ください。都市軸の構成ということで、水無川の役割に「風の道」を加えました。これは、新たに総合計画審議会で水無川について、流域の緑化を図りながら市街地部の環境改善に貢献するため「風の道」という位置付けをしております。総合計画に合わせまして、都市マスタープランにおいても加えています。

次に、まちづくりの実現に向けてということで、平成12年1月に都市マスタープランが出来た時には、まだ、秦野市まちづくり条例がルール化されておりましたので、「ルール化の検討」となっておりましたが、今回は策定がされた

ということで「検討」を削除しております。

次に、景観まちづくり条例の施行ということで19、20ページに反映しておりますが、秦野市景観まちづくり条例、秦野市景観形成基本計画の策定に基づく修正を行っております。これは、都市景観の形成ということで、今後は景観法に基づく景観基本計画であります「ふるさと秦野生活美観計画」の運用を図り、良好な環境を創出するとしています。

最後に、4つ目として「その他の改定箇所」ということで、整備事業の進ちょくや改訂に伴う付随的な記述の変更です。

2ページの「まちづくりのルール」の検討は秦野市まちづくり条例を制定したため、「まちづくりのルール」とその他の改訂ということで改訂しています。

それから、3ページの改訂年度ですが、概ね5年ぐらいの範囲で、社会経済情勢の変化に伴って改訂が必要な時は改訂するということになっておりますので、平成18年度に第1回目の見直しをしたことに触れております。

次に4ページの「市民参加の推進」ということですが、平成12年の時は、市民協議会を設置しまして内容を検討いたしました。平成9年、10年、11年と3か年ほどかけました。今回は、総合計画策定時に実施した地区別の市政懇談会の意見、インターネットのホームページに寄せられた意見を参考に都市マスタープランの改訂をするということですので、その記述を加えています。

最後の4のゴミ焼却施設計画の具体化ということで、20ページですが、安全・快適で魅力あるまちづくりの方針ということで、伊勢原清掃工場の日量180トン焼却施設の老朽化が著しいため、これに代わる施設を建設し、一般廃棄物の安定かつ安全なごみ処理に努めますということで、新たに余熱の回収及び焼却灰の溶融、資源化を推進すると修正しています。ごみ焼却施設につきましては、環境アセスメントに基づく、事業実施計画書も終わりました、神奈川県から意見書もいただいておりますので、今後、現地調査、予測評価書案の作成ということで、第2ステップに移っていくということ

になりますので、事業の進ちょくに合わせ修正したということです。

概要の4ページですが、改訂案取りまとめの経過です。総合計画第三期基本計画の策定と整合を図る必要があるということで、総合計画策定時に行われた「地区別市政懇談会」や総合計画策定に寄せられた市民意見を参考に見直しを進めてきました。

今後のスケジュールですが、本日の都市計画審議会で改訂案について意見をお伺いし、その後、ホームページに掲載し意見を伺います。そして、5月以降に議員連絡会へ改訂案を報告し、その後、都市マスタープランを改訂していきたいと考えております。

なお、本日の意見聴取につきましては、お手元の方に意見書を配布させていただきましたので、3月30日までの間に御提出いただければと考えております。

会 長

説明は終わりました。何か御意見、御質問があればお受けしたいと思います。お手元に意見書が配布されておりますので、それに記入して提出していただきたいと思いますが、全般をお聞きになって気になる点等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

横 溝 委 員

今後のスケジュールで、議員連絡会への報告が予定されていますが、その場でも意見聴取が行われるということでしょうか。

都市計画課長

意見をお伺いしたいと考えています。

会 長

11ページに都市拠点の記述があり、秦野駅周辺の丸を大きくするという話がありましたが、秦野市には4つの駅があり、それぞれに駅前整備がされてきていると思いますが、生活者の視点で見るとそれぞれの駅にそれなりの機能をもっと充実させたほうが良いという考えもあると思いますが、秦野

駅周辺が大きくなるという要因はあるのでしょうか。

都市計画課長

秦野駅周辺について、神奈川県都市マスタープランに、平塚、小田原等とともに、業務や商業、生活サービス機能などを持った都市機能の集積を図る広域拠点として、位置付けがされていますので、大きくしてきたということです。

会 長

私は、平塚市の都市計画審議会の委員もしていますが、平塚市では、ジェイアールの駅周辺をコンパクトにしようとしています。平塚市も新幹線より北の小田急線側の市民というのは、あまりジェイアールの駅の方を生活圏として考えてなく、かえって、秦野とか鶴巻とかの意識が高いようです。これから生活重視ですとか、高齢者のために優しい都市づくりですとか、一極集中ではなく、役割分担とかがあった方がよいのではないかという意見が出ていますけれども、その辺は、県の方から位置付けとして秦野駅の周辺を重視するという位置付けがあるので、それを受けてということはわかりました。生活者の視点から見ると4つの駅の分担という考えもあってもよいのかと思います。

木 村 委 員

「風の道」について説明をお願いします。

都市計画課長

「風の道の構想」は、秦野駅周辺の水無川の右岸、左岸の道路について、総合計画審議会でもう少し都市の中のヒートアイランド現象に対応できる整備をしたらどうかという意見がありました。右岸は常盤橋から秦野橋までしか道路がありませんが、下流側につきましては常盤橋から新常盤橋まで、上流側につきましては秦野橋から富士見橋まで道路が伸ばせないかどうか、道路の交通処理機能と緑地が一体的に整備できる手法が取れないかどうか、という「風の道の構想」の提案が、総合計画審議会でありました。都市マスタープランにも組み込んで検討していきたいということです。

会 長

意見があれば、お手元に配布されております意見書を期限までに提出していただければと思います。

それでは、本日3番目の議題、報告第3号「秦野市緑の基本計画案について」に移りたいと思います。事務局説明をお願いします。

公園みどり課長

公園みどり課長の田代です。よろしくお願いいたします。

秦野市緑の基本計画案の概要について御説明いたします。事前にお手元にA4版の2ページの資料と表紙に「秦野市緑の基本計画」案と書かれました冊子を配布させていただいております。この両方を使って説明をさせていただきます。

緑の基本計画とは、市町村が策定の主体となって地域の実情に応じたきめ細かな緑のまちづくりを行うために策定する都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

平成6年に都市緑地法が一部改正され、その中に緑の基本計画が位置付けられました。また、平成16年に都市緑地保全法が都市緑地法と名称が改正され、その時に中身も一部変更され、都市公園の整備の方針を計画の中に位置付けるようになり、都市公園、緑地保全、都市緑化を統合する総合的な基本計画となりました。

本市では、昭和58年に「緑のマスタープラン」を策定し、平成4年に改定いたしました。また、平成4年に「はだのグリーンプラン」を策定しております。これを基礎に秦野らしさを盛り込んだ「緑の基本計画」の策定を進めております。

それでは、冊子の3ページを御覧ください。2の計画の位置付けです。緑の基本計画につきましては、秦野市総合計画に即し、秦野市都市マスタープランと適合を図り、さらに、秦野市環境基本計画と適合を図ることになります。また、県と計画との整合、市が持っています関連計画との連携を図るという位置付けになっています。

次に4ページです。計画の構成ですが、3章立てになっています。第1章が計画策定の考え、第2章が緑の現況及び課題、第3章が計画の推進でこれが計画の内容になります。

5 ページの計画の期間ですが、緑の基本計画は長期の計画ということで、平成18年から平成37年までの20年の計画となっております。

次に計画の概要を説明いたします。現況と課題は省略いたします。19ページをお開きください。第3章計画の推進です。計画の基本方針ということで、緑の将来像は「緑が育む水とみどりあふれる ふるさと秦野」を掲げています。21ページになりますが、基本方針として、アからオまでの「緑を守ろう」、「緑を創ろう」、「緑を知ろう」、「緑を活かそう」、「緑と暮らそう」の5つを定めています。

23ページ以降になりますが、緑地の保全と緑化の目標です。都市緑地法の緑の基本計画に位置付ける内容として法にも位置付けられている内容ですが、24ページを御覧ください。計画の目標水準としまして、アの緑地の確保目標水準ということで、平成37年における緑地確保目標量が市街化区域面積に対する割合が面積で概ね41.7ヘクタール、16パーセント、都市計画区域面積で、秦野市全域ですが、緑地の確保面積量が概ね7,759ヘクタール、秦野市は調整区域で国定公園等をいろいろ持っており、秦野市の場合ほとんどがこの計画でいう緑地という状況です。都市計画区域に対する割合では約75パーセントという目標量を掲げています。次に、イの都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準ということで、都市計画区域人口1人当たりの目標面積水準を掲げています。平成18年の現況で都市公園等が24.42平方メートル、都市公園は5.32平方メートルあるものを目標年次である平成37年には都市公園等については29.76平方メートル、都市公園については12.48平方メートルを目標として定めています。

25ページを御覧いただきたいと思います。緑の基本計画の緑地別の目標です。この表の一番左側に緑地があり、施設緑地と地域制緑地に分かれます。施設緑地に都市公園があります。これは、いわゆるいろいろな公園です。施設緑地に都市公園以外というものがあり、その中に公共施設緑地、民間

施設緑地というものがあります。都市公園等の目標に含めるものとしては、都市公園以外の公共施設緑地を含めた数字でございます。これは、河川緑地、学校等の教育施設の敷地等主なものは6つ、その他としまして市、県、国の施設を含めたものが都市公園等というものになります。これの1人当たりの面積を平成37年に29.76平方メートルにしようとするものです。この計画の緑地の対象となります地域制緑地、法律に位置付けられたものとして代表的なものとしては国定公園、農業振興地域農用地区域があります。それから条例等によるものとして県立自然公園が代表的なものとなります。

26ページの緑地の配置計画につきましては、4つの緑地の機能に合わせて配置方針を定めています。28ページを御覧ください。系統別の配置方針ということで、環境保全系統、これは、ヒートアイランド現象の緩和であるとか、生物の多様性の確保という環境保全という視点からの配置方針です。良好な景観形成という視点からの景観形成系統の配置方針、それから、住民の憩いの場や遊びの場としてのレクリエーション系統としての配置方針、防災機能の向上という視点からの防災系統の配置方針を定めています。そして、29ページ以降にそれぞれの配置計画を定めています。

39ページから緑地の保全及び緑化推進のための施策ということで、計画の中に位置付けることが法の中で規定されているもので、新たに20年後までに整備を進める施設緑地、或いは地域制緑地ということで、まず、施設緑地について、45ページに公園の配置計画図があります。この中で施設緑地いわゆる公園は新たに20年後までに整備する計画として、概ね4ヘクタール程度の地区公園として2か所、近隣公園が4か所整備する計画となっています。現況は、地区公園としてはおおね公園1か所、近隣公園はこども公園、みなみがおか公園の2か所です。

地域制緑地として51ページの地域制緑地配置計画図があります。新たに特別緑地保全地区というものを3か所位置付ける計画となっています。特別緑地保全地区というものは、

建築物の新築、木竹の伐採等の行為について許可制として、その良好的な自然環境を現状凍結的に保全しようという制度です。都市計画法第8条の地域地区ということになっていますので、位置付けをするに当たりましては、都市計画決定の手続きが必要になってくるものです。3か所を予定しています。51ページを御覧いただきたいと思いますが、葛葉川ふるさと峡谷特別緑地保全地区ということで、ナショナルトラストとして指定されております約17ヘクタールについて将来的に特別緑地保全地区の検討を進めていこうというものです。それから、室川特別緑地保全地区ということで、渋沢丘陵の市街地側に面した室川沿いの良好な環境の区域について、特別緑地保全地区に指定していこうというものです。さらに、鶴巻温泉駅の温泉街の北側に良好な樹林を保全の指定をしているところがありますので、そこを鶴巻北二丁目特別緑地保全地区として将来的に都市計画決定の手続きを進めていこうという位置付けをしております。

それから、57ページを御覧いただきたいと思います。都市緑化の推進ということで、行政、事業者、市民による緑化方針を掲げ、緑の保全と育成に対する理解と実践の促進を図るということで、公共公益施設の緑化、民有地の緑化、さらに市民参加による緑化の方針を示しているところです。

次に61ページになります。重点的に緑地の保全に配慮が必要な地区ということで、保全配慮地区ということになっております。これは、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点などの都市における緑地の状況などを勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区としての位置付け、その地区内で講じる緑地保全施策などを即地的に定めるものです。良好な自然環境を有している渋沢丘陵について、面積約750ヘクタールの緑地を渋沢丘陵緑地保全配慮地区として位置付けています。この中で、緑地として位置付けられるものと施策として位置付けられるものとがございます。この区域の中で、緑地として位置付けられるものとして、都市公園、公共施設

緑地、民間施設緑地、地域制緑地の整備推進の方策を示しています。次に施策として位置付けられるものとし、現在或いは今後整備等が進められるものとして、頭高山周辺整備事業、震生湖周辺整備計画、花のある観光地づくり、里地里山の保全再生、景観形成、というものをこの区域の中の緑地、施策として位置付け、63ページに図示しています。

次に、64ページになりますが、重点的に緑化の推進を図る地区ということで緑化重点地区を位置付けています。これは、計画の実現に向けて緑の保全・整備・創造等の施策を重点的に推進するモデル地区として、公共公益施設の緑化等の推進施策として定めるものです。該当地区ですが、64ページにあります から に示している所が該当になります。今回緑化重点地区の設定ということで、水無川北側の市役所周辺の約55ヘクタール、それから秦野駅南部地区の周辺の約100ヘクタール、秦野中央運動公園周辺約45ヘクタールを設定しております。それぞれ地区毎に現況、課題、整備方針を示しています。

次に、今までの内容を地区別に整理したものを位置付けておきまして、総合計画、都市マスタープランの地区別のゾーンと整合を図った上でそれぞれ地区別の現況、課題、方針を位置付けています。この計画自体につきましては、概ね5年毎に見直しを図っていかうという考えになっております。

以上が緑の基本計画の概要です。なお、A4版の概要の資料を見ていただきたいと思いますが、2ページの3に計画策定の手続きがございます。都市緑地法に位置付けられた手法が明記してあります。策定主体は市町村であること、基本計画策定に当たり住民意見を反映させること、県に関わる施策については県との協議が必要であること、基本計画については定めたら公表することとなっております。

今後の予定として、県との協議を2月中旬から進め、平塚土木事務所、湘南地域県政総合センターとの調整を進めています。住民意見の聴取ということでは、2月15日号の広報に掲載しまして、ホームページによる基本計画案の公表縦覧、

各駅前連絡所、各公民館で2月20日から本日3月19日まで縦覧、意見の聴取を行っています。そして、本日都市計画審議会に報告させていただいております。緑の基本計画につきましても、お手元に意見書の用紙をお配りさせていただいておりますので、3月26日までに提出いただければと思います。その後、政策会議、部長会議の報告を経て、議員連絡会に報告させていただきたいと思っております。日時につきましては、政策会議、部長会議の日程等から5月以降になります。それを経た上で公表していきたいと考えています。参考までに現在の県内の緑の基本計画の策定状況ですが、今年の4月現在で、市では19市中17市で策定済み、町では15町中12町で策定済みになっています。

以上で説明を終了いたします。

会 長

御意見、御質問がありましたらお伺いしたいと思います。

横 溝 委 員

意見ですが、5年で見直していくということですが、基本的に5年で見直すのはどうなのかと思います。緑化問題というのは一番の基本的な考え方だと思っています。先ほど適合とか整合とかいろいろ話がありましたが、都市計画が先か緑化が先かというのがありますが、緑化が先ではないかという思いはあります。先ほどお話がありました5つの基本方針は素晴らしいと思います。また、この基本計画にもありますが、生垣についてです。それぞれの土地の状況もありますが、生垣の奨励ということをこの間続けてこられました。生垣を奨励していくに当たって、年に何回か手入れ、伐採しなければいけなく、伐採したものをどこに持っていくかという清掃事業所だと思っています。それにお金が掛かるという状況があります。行政として緑の基本計画を推進していくのならば横断的な整合性を持った市民意識の啓発とそういった処理のあり方そういった話が何度も出ていますので必要だと思います。しかし、ここで数値目標も出ていますが、先ほどの適合、整合という話からすると何もドッキングされていない状況に思

います。市民の意識があって、小さいことですが、都市計画とか開発の業者の意識も変わってくると思います。行政として細かいところに配慮した対応が必要だろうと思います。

公園みどり課長

計画の位置付けの話ですが、3ページに、都市緑地法に明確にそういう表現は位置付けられております。先ほどのお話のようにどっちが先かということではなく、都市マスタープランを策定する時には、緑の基本計画とは逆に整合を図っているという部分もありますので、にわとりと卵ではありませんが、常にそういう整合を図っていく。法の位置付けとしてはこのような形になっているということで、必ず総合計画を作るときには、基本計画と逆に整合を図っていくことが生じてくる。他での緑化の取組みについても横断的に取り組めるような考えを持って位置付けていきたいと思います。

会 長

他にいかがですか。

横 溝 委 員

法との整合、地球温暖化の問題を含めて、全部関わってきます。

秦野は秦野としての特色のあるまちづくりを103.61平方キロメートルの緑化をどうしていこうとするのか。法によって変わってきてしまうところがあります。地球温暖化のことも6パーセントが12パーセントになってきているということがあるわけですので、それから考えてもそういったものをどうやっていくのかということで変わってきます。その中でどっちが先かということもあります。市民意識を変えていく方法を行政が考えていかなければいけないと思います。

会 長

都市をどのようにマネジメントするかという視点がないといけないと思います。

39ページですが、公共施設緑地が、他は増えるのにここだけなぜ減るのでしょうか。その内訳が50ページに0.91倍になってしまう理由が書いてありますが、ここに生垣の設

置があります。私は都市景観の関係の委員もしていますのでそちらの委員会でも意見がありましたが、市民意識を高めて緑化をしてもらうことはよいと思いますが、この計画では、生垣をいっぱい作っても何にも評価されない数値になっています。目標は増えるようになっていますが、数値上には市民が一所懸命がんばっても緑の基本計画の中では、評価してくれないということになってしまうので、何らかの形で、長さが増えているということは、緑は増えているわけですので、何とか換算して数値化して、市民の努力が評価されるようにした方がよいと思います。全体的に市民が取り組んでいる施策というものは、市民参加を基準にしていますので、小さな市民の努力がたとえ1平方メートルでも増えたら、それが評価されるというような計画にしておく必要があると思います。行政としては大変だと思いますが、この辺の数値が横ばいになるというのは気になります。

それにこの辺の数値がわずかに減っている理由を教えてください。

公園みどり課長

生垣の関係につきましては、このメートル表示を緑の面積換算できないか検討してみたいと思います。

それから、公共施設緑地が減っているということにつきましては、今、みずなし川緑地、河川等を公共施設緑地として位置付けていますが、特にみずなし川緑地は、戸川公園まで連続しての整備が最終段階に入っていますが、そういうものを公園として位置付けしようとしています。それにより公園の面積を増やそうとしています。また、より多くの市民に利用してもらおうとしています。これにより公園の面積は増えますが、公共施設緑地は減ることになります。

また、地域制緑地の関係は、人口がまだ若干増える傾向に途中までなっている状況にありますので、現状の数値を伸ばす手立てがなかなかない状態で、人口の増加に伴って若干1人当たりの面積が減ってしまうということになります。

会 長 公共施設緑地を公園化していくということであれば、そういう考え方をこの計画に明記した方が良いと思います。公共施設緑地が減っているということだけを見ると努力していないように見えてしまいますので、河川緑地などを積極的に公園化していくという施策を持っているということを記載した方が良いでしょう。

公園みどり課長 44ページをお開きください。施設緑地の都市緑地で、方針の中に、「みずなし川緑地を都市緑地に移行します。また、四十八瀬川及びその周辺の水辺環境の整備を検討します。」と位置付けています。

会 長 そうであるならば、最初に書いた方が分かりやすいと思います。

会 長 それでは、お手元に意見書の用紙が配布されていますので、意見等があれば提出していただきたいと思います。

会 長 それでは、他にないようですので、この件につきましてはこの辺で終了させていただきます。
その他で何かございますか。

事 務 局 その他はございません。
次回は6月から7月上旬頃を予定しております。日程が決まり次第、書面をもちましてまた御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【閉会】

会 長 これをもちまして、本日の審議会を終了します。ありがとうございました。

以上